

(お知らせ)



平成26年12月2日

N H K

インターネット実施基準要綱に関する意見募集の結果

NHKでは、10月29日から11月11日まで、「放送法第20条第2項第2号および第3号の業務の実施基準（インターネット実施基準）要綱」について意見募集を行い、皆さまから33件のご意見をいただきました。ありがとうございました。

いただいたご意見とこれに対するNHKの考え方は、資料1のとおりです。

なお、NHKでは、皆さまからいただいたご意見も参考に検討を進め、11月25日、「放送法第20条第2項第2号および第3号の業務の実施基準（案）」（資料2）を総務大臣に認可申請しました。

資料1 インターネット実施基準要綱に関する意見募集の結果

2 放送法第20条第2項第2号および第3号の業務の実施基準（案）

3 受信料財源業務の費用の上限についての考え方

※ 認可申請の際に参考資料として提出したものです。

インターネット実施基準要綱に関する意見募集の結果

実施期間

平成26年10月29日（水）12時～11月11日（火）24時

（郵送については、11月11日（火）消印有効）

ご意見の件数 33件

＜提出方法別＞

ホームページ（専用メールフォーム） 29件

郵送 4件

＜提出者属性別＞

法人 8件：（一社）病院テレビシステム運営協会、（株）フジテレビジョン、（株）テレビ朝日、
（株）TBSテレビ、（株）毎日放送、日本テレビ放送網（株）、（一社）日本民間放送連盟、
（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 [提出順]個人 25件：（性別）男性…20／女性…5
（年代別）10代以下…2／20代…2／30代…5／40代…10／50代…3／60代以上…2／不明…1

いただいたご意見とこれに対するNHKの考え方

別添のとおり

（ご意見のうち本意見募集の内容と直接関係のない部分については、NHKの考え方を示す際、省略させていただいています。）

【1 総則 イ 業務の目的 について】

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>「協会の放送を補完」を目的に掲げたことは、「NHKのインターネット活用業務は放送の補完である」という大原則を示したものとして評価します。【民放連】</p> <p>同旨：日本テレビ、毎日放送</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p>
<p><イ 業務の目的></p> <p>インターネット業務の目的を「協会の放送を補完してその効果・効用を高める」としていることを踏まえ、今後、NHKが実施するインターネット活用業務が、この目的を逸脱しないよう、実施基準が策定されることを強く要望いたします。</p> <p>「国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元する」について、すべての放送番組をインターネットで幅広く視聴者に配信するとの解釈も成り立ちます。NHKのインターネット活用業務は前項の「放送の補完」が前提であり、受信料制度等との整合性を欠くものであってはならないと考えます。【テレビ朝日】</p>	<p>実施基準に掲げる目的に沿って、受信料制度の趣旨を毀損することのないよう、適切に実施する所存です。</p>

【2 2号受信料業務 ア 業務の内容 について】

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>ニュース等を放送よりもインターネットで先行して提供することは「放送の補完」との目的から逸脱するとの見方があり、「市場競争の影響への配慮」の観点からも避けるべきと考えます。【民放連】</p> <p>同旨：日本テレビ、テレビ朝日</p>	<p>実施基準案では、放送番組の放送前の提供について、「放送番組の周知・広報のための提供であって、特に必要と認めるもの」に限ることとしています。</p>
<p>「放送前」の周知・広報のために放送番組をインターネット配信する場合は、「放送の補完」の目的に鑑み、個々の放送番組の一部分に限定されるべきと考えます。【民放連】</p> <p>同旨：日本テレビ</p>	

<p>放送前の番組配信については、受信料を支払い放送のみを視聴している視聴者にとっては、自身が協会から受けているサービスよりも優位なサービスとなる故、その配信については限定的であるべきです。周知・広報の域を超えて番組の宣伝ツールとして利用されることにも懸念を表明します。理解増進情報に関しても同様です。【TBSテレビ】</p>	<p>実施基準案では、放送番組の放送前の提供について、「放送番組の周知・広報のための提供であって、特に必要と認めるもの」に限ることとしています。</p> <p>番組を広くご覧いただくための周知・広報は、これまでも、放送法第20条第2項第5号（平成26年改正前）の附帯業務として、インターネットに限らずさまざまな手段を用いて実施してきました。今回の放送法改正で、番組の周知・広報業務のうちインターネットを用いるものは第2号の業務と整理されることになりましたが、引き続き、インターネットも適切に活用していく考えです。</p>
<p>「放送前」の周知・広報のために放送番組をインターネット配信する場合は、「放送の補完」という「1 総則 イ 業務の目的」の趣旨等に照らし、個々の放送番組の一部分に限定されるべきと考えます。また、現状においても放送番組を宣伝する周知・広報番組は相当数に上ると考えますので、インターネットにおける放送番組の周知・広報は必要最小限に限定すべきと考えます。【テレビ朝日】</p>	
<p>「放送中」「放送後」のインターネット配信に関しては、本要綱は「～等」が多用された抽象的かつ曖昧な表現となっており、NHKの判断によって対象が無限に拡大される懸念があります。大前提として、受信料制度との整合に鑑み、これらの対象となる番組は特段の事情や理由がある番組に限るなど、番組提供本数も含めて極めて限定的にすべきと考えます。</p> <p>【民放連】</p> <p>同旨：日本テレビ</p>	<p>テレビジョン放送の放送中の提供については、法律の規定から除かれた全番組の配信ができないのはもとより、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとならないことが必要です。実施基準案では、テレビジョン放送の放送中の提供は、災害時など特に迅速にお伝えすべき情報がある場合とハイブリッドキャストサービスによる時差再生のみに限定しました。</p> <p>放送後の番組については、国民共有の資産を還元するという目的に沿って、「特に受信料を財源として提供することが適当と認めるもの」に限って実施することとしました。</p>
<p>「放送中」「放送後」のインターネット配信に関しては、NHKの裁量で対象が無制限に拡大する懸念があります。「放送の補完」という業務目的の趣旨や受信料制度等に照らし、対象となる番組は限定的にすべきと考えます。【テレビ朝日】</p>	
<p>「放送中」「放送後」のインターネット配信はNHKの判断によって対象が無限に拡大される恐れがある。対象は特段の事情や理由がある番組に限定すべきである。【毎日放送】</p>	

今回無料で放送と同時再送信する分野としてスポーツを明示したが、なぜスポーツなのか。条件を記した「放送と同時に視聴する機会を拡大することによって社会的な関心に応えようとする場合」という表現もきわめて不明瞭だ。「スポーツから同時再送信を始めるのが無難だと安易に考えたのだろう」との推測を呼ばないように、公共性の観点から明確に説明すべきだ。

また、「スポーツの生中継等」という表現はニュースなど他の番組も含みうるあいまいな表現であり、原則としてはきわめて不適切だ。どのような番組を想定しているのかがはっきりわかる表現に改めるよう求める。

【新聞協会】

放送中の番組については、スポーツの生中継等今回新たに示された番組に関して、配信する番組数や時間数がかかりの数に上るのであれば、改正放送法20条2項2号文末のカッコ内の記述を無効化することとなるため、あくまで限定的に実施すべきと考えます。時差再生についても上記と同様、限定的な範囲での運用に留めるべきと考えます。【TBSテレビ】

災害時の情報提供は百歩譲って理解できるが、スポーツなどの生中継の放送を「広く一般向けに提供し、合理的な理由なく対象を限定しないよう努める」という条件で放送する意味がわからない。より厳密に言うのであれば、現行のシステムにおいて受信料を払っている人とそうでない人とで対応に差がつけられない状態で、それを受信料収入の3%を使って行う意味がわからない。そんな余力があるのであれば、受信料に還元（返金など）すべきであるし、また受信料を払っていない人は実質テレビ放送を受信できないようなシステムを早急に確立するなどすべき。（望むと望まざるとに関わらず）受信料を払っている人をばかにしている。【個人】

テレビジョン放送の放送中の提供については、法律の規定から除かれた全番組の配信ができないのはもとより、受信料制度の趣旨に照らして不適切なものとならないことが必要です。

要綱には「スポーツの生中継」を例示とする項目を記載しましたが、実施基準案では、テレビジョン放送の放送中の提供は、災害時など特に迅速にお伝えすべき情報がある場合とハイブリッドキャストサービスによる時差再生のみに限定しました。

<p>2号受信料業務「インターネットを通じてテレビ番組の無料配信」について、反対します。即ちルールを作っても、実施は大きく限定すべきと考えます。当病院テレビシステム運営協会は、病室のベッドサイドにテレビを設置している業界の団体です。「インターネットを通じてテレビ番組の無料配信」をするという事は、入院患者さんがタブレット（コンピューター）で、無料でNHK番組を見られる状態になることです。病室のNHK受信料は、持込テレビは無料・常設テレビは有料といういびつな状況が続いています。本件は、そのいびつな状況が拡大され则认为ますので、無料配信（2号受信料業務）は反対、即ち規定しても実施を控えるべきです。また、受信料を使い無料配信を行うことも、「強制徴収する受信料が無料配信に使用されることに反対」です。【病院テレビシステム運営協会】</p>	
<p>「スポーツの生中継等」のインターネット同時配信に関し、NHKと民間放送事業者が共同で権利を取得しているスポーツ競技大会のインターネット配信、時差再生などについては、双方協議のうえ実施するなど、民間放送事業者の商業性に配慮することを要望します。また、「スポーツの生中継等」のインターネット同時配信は、「市場競争の影響への配慮」の観点から、民間放送事業者が放送またはインターネット配信する「スポーツの生中継等」と重複・競合しないようにするなど、公正な競争環境を阻害しないようにすべきと考えます。【民放連】 同旨：日本テレビ、テレビ朝日、毎日放送</p>	<p>NHKと他の事業者とが共同で権利を取得しているコンテンツを提供しようとする場合には、まず関係者間で話し合われることになると考えています。</p>
<p>ネットラジオ「らじるらじる」を利用しております。携帯電話のサービスエリア内であれば雑音も無く聴取できるので、素晴らしいサービスだと思っております。一つ不満があるとすれば、地元のローカル情報が得られない点です。緊急災害時や、エリア情報を活用できるように、（現在の東京、大阪、仙台、名古屋以外の）配信局を増やしていただきたい。【個人】</p>	<p>ご意見は、今後のサービス検討にあたって参考とさせていただきます。</p>

<p>この度貴協会が定めようとしているインターネット配信実施要綱の配信内容に「地域向け番組」を加えることを要望します。</p> <p>民放では現在、パソコンやスマートフォンで“ポッドキャスト”や“radiko プレミアム” “LISMO WAVE” (au)、“ドコでも FM” (docomo) などを通して、各局のラジオ番組の一部または全部を聴取することが可能で、故郷を遠く離れた人や、普段は聞けない局を聞きたい人に好評です。NHKにおいても、各地の放送局のホームページで番組の詳しい情報やその地域のニュースを得られる現状を考えれば、「情報文化面での都市部への一極集中の解消と地方分権化」「地方からの情報発信の強化」という目的を加えた上で、各地方局による地域向けラジオ・テレビ番組を聴取・視聴出来ることが望ましいと思います。【個人】</p>	<p>ご意見は、今後のサービス検討にあたって参考とさせていただきます。</p>
<p>折角インターネットで放送するのであればローカル番組ではなくて、首都圏ネットワークフル放送等を希望します。【個人】</p>	<p>ご意見は、今後のサービス検討にあたって参考とさせていただきます。</p>
<p>国際放送のインターネット同時再送信について当委員会は、外国人向け国際放送については民間と競合しない限り容認してきた。今回明示した「国際放送および協会衛星国際放送」が、NHKが進める国際放送の強化に伴って従来の「NHKワールドTV」の枠を越え、国内のニュースと競合することがないように、明確に歯止めをかけた表現にすべきだ。【新聞協会】</p>	<p>国際放送（テレビ・ラジオ）の同時提供は、NHKの国際放送の視聴機会を拡大する目的で、放送と同じものをそのままインターネットで提供するもので、実施基準案でもそのように記載しました。少なくとも一般論として、こうした取り組みが「国内のニュースと競合」という認識は持っていません。</p>
<p>理解増進情報の範囲も不明確だ。例えば理解増進情報として、社会的な関心が高い記者会見をテレビ放送開始前または終了後もインターネットで継続して中継するならば、テレビ放送の同時再送信には当たらないが事実上の無料放送につながる。このような拡大解釈の余地が幾らないよう、範囲を明確化すべきだ。【新聞協会】</p>	<p>理解増進情報は、実施基準案の第1部の3で「特定の放送番組に関連づけられた補助的な情報の範囲に限るもの」とし、具体的には、放送番組を周知・広報するもの、放送番組の内容を解説・補足するもの等、第2部の1②に定める範囲で提供することを明確に示しました。</p>
<p>「理解増進情報」に関しては、NHKが放送番組のために取得した映像素材などを流用し、まったく新しいインターネット番組・コンテンツを制作・提供することがないようにすべきです。【民放連】</p> <p>同旨：日本テレビ、テレビ朝日</p>	<p>放送法の規定上、理解増進情報には「これらを編集したものを含む」とされており、素材を活用した一定の編集行為は認められていると認識していますが、あくまでも、放送番組に対する理解の増進に資する情報であり、実施基準案でも「特定の番組に関連づけられた補助的な情報の範囲に限る」としました。</p>

【2 2号受信料業務 イ 業務の実施方法 について】

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>2ーイにおいて、広く一般向けに提供し、合理的な理由なく対象を限定しないように努める、とありますが、受信料納付の有無を「合理的な理由」の1つとし、現在受信料納付の有無を利用条件としない「らじる☆らじる」ならびに今後想定されるインターネット等経由での各種番組のサイマル放送については、受信料の納付の有無を条件に含めて利用の可否が判断されるべきだと考えます。【個人】</p>	<p>ご指摘の記述は、提供手段が特定の端末機器やソフトウェア向けのみにならないようにする趣旨を定めようとしたものですので、実施基準案において、その旨わかるように記述しました。</p> <p>実施基準案では、提供対象を受信契約者に限定することがある旨も決めました（第2部の5②）。</p>
<p>「広く一般向けに提供し、合理的な理由なく対象を限定しないよう努める」際には、受信料制度の趣旨を遵守し提供先の検討を行うべきと考えます。【TBSテレビ】</p>	<p>ご指摘の記述は、提供手段が特定の端末機器やソフトウェア向けのみにならないようにする趣旨を定めようとしたもので、実施基準案において、その旨わかるように記述しました。</p> <p>いずれの対象業務も、受信料制度を毀損することのないよう、適切に実施します。</p>

【2 2号受信料業務 ウ 試験的な提供 について】

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>「試験的な提供」は、本要綱の表現では費用、期間が無限定になるため、試験的提供の費用上限、期間の範囲（最長期間）を設定すべきと考えます。【民放連】 同旨：日本テレビ</p>	<p>試験的な提供については、実施基準案の別紙で、その種類・内容・実施方法を示しました。また、実施にあたっては、その都度試験計画を作成・公表し、終了後は実施結果を取りまとめて公表することとしています。</p>
<p>「試験的な提供」については、この要綱ではその費用規模や実施期間などが明示されておらず、実験と称して、なし崩し的な拡大を招かないよう、費用の上限、期間を設定すべきと考えます。また実験終了後速やかにその試験結果を公表すべきと考えます。【テレビ朝日】</p>	<p>なお、試験的な提供も実施基準に基づく業務の一部であり、他のものと同様、ご意見等に適切に対応していきます。</p>
<p>要綱では「サービス向上・改善の検討に資するための試験的な提供」について、「内容・方法・検証項目等を含む試験計画を明示し、期間を定めて実施」としている。このままでは「放送番組」や「理解増進情報」以外にも、計画を示して期間を定めさえすればさまざまな送信が可能だ。放送の補完、市場への影響配慮といった原則から逸脱することなく抑制的に運用することが必要だと考える。試験的な提供に当たっては、NHKが自主的に意見募集を行い、寄せられた意見を反映する仕組みを定めるなど、従来の特認業務の認可申請と同様に透明性を確保するよう求める。【新聞協会】</p>	

【2 2号受信料業務 エ 業務実施に要する費用 について】

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>「業務実施に要する費用」に関しては、本要綱はその根拠をまったく示しておらず、具体的な費用の積算根拠（物件費、人件費などの内訳の詳細を含む）を示すことが不可欠と考えます。本要綱では「業務実施に要する費用」を「受信料収入の3%を超えない規模」としていますが、必須業務に匹敵する規模の200億円弱をインターネット活用業務に充てることは、民間放送事業者の同種のサービスの規模を遥かに超えるものであり、公正な競争を阻害するおそれが強いと考えます。前述のとおり、「業務実施に要する費用」は受信料財源であることに鑑み、必要かつ最小限の上限とすべきであり、将来的に上限の拡大が必要になった際に、改めて実施基準を見直すべきと考えます。【民放連】</p> <p>同旨：日本テレビ、テレビ朝日</p>	<p>今回の放送法改正により、これまでNHKが改正前の放送法第20条第2項第5号あるいは第8号で実施してきた業務についても、新たな第2号の業務と位置づけられることになりました。したがって、実施基準で上限を示すべきものとされている2号受信料財源業務の費用には、これらの現行業務の費用も合算する前提で検討することが必要になります。この点も含め、上限の設定にあたって検討した支出見積りの全体像については、参考資料でお示ししたとおりです。</p> <p>新放送法の第20条第10項第4号「業務の実施に過大な費用を要するものではないこと」は、放送を受信できる設備を設置した方からいただく受信料が過度にインターネット活用業務に支出されることにより、必須業務の実施に支障をきたすことがあってはならない等の趣旨で定められたものと理解しています。NHKとしても、インターネットを活用した業務に使える額には一定の限度があり、適切な規模で実施することは当然と考えています。</p> <p>要綱で「3%を超えない規模」としたのは、受信料をいただく対象となる国内テレビ放送の受信設備に直接関係しないサービスとして、例えば平成26年度予算でラジオ放送には約300億円（4.7%）、国際放送には約210億円（3.3%）の費用がかかっていることも勘案し、これを超えない範囲で上限を検討するという大きな方向性をお示したものです。</p> <p>実施基準案での上限の設定にあたっては、必要な費用の見積りを精査し、受信料の趣旨を毀損しない範囲として「受信料収入の2.5%」を上限と設定しました。</p> <p>なお、実施基準で設定するのはあくまでも上限ですので、実際の支出予算はその範囲内とし、毎年度の実施計画において概要をお示するとともに、国会の承認を得て確定し、公表していくこととなります。</p>
<p>これまで協会が定めていた「40億円」の上限を大きく上回る金額であることから、その積算根拠や費用項目・金額等を公表し、受信料収入を毀損せず受信料の用途として適格なものであることを示すべきと考えます。【TBSテレビ】</p>	
<p>本要綱においては、「受信料収入の3%を超えない規模とする」のみ記述されていますが、この規模が適切と考える根拠について、今後詳細な説明が必要と考えます。【フジテレビジョン】</p>	
<p>「業務実施に要する費用」を「受信料収入の3%を超えない規模」としているが、民放の同種サービスの規模を遥かに超えるものであり公正な競争を阻害するおそれが強い。3%の具体的な根拠を明示すべきである。全国一元組織の公共放送NHKと、各地域の事業者に分かれている民放の経営規模を勘案すると、その影響が測り知れず大きい点を考慮すべきである。受信料財源である本費用は必要かつ最小限の上限とすべきである。【毎日放送】</p>	

<p>2号受信料業務の費用は、受信料収入の3%を超えないとしている。受信料収入の3%は、実額では約190億円になる。従来のインターネット実施基準(2号業務)で定められていた上限40億円の5倍近くに跳ね上がっており、これまでの「附帯業務」や「特認業務」を含めても倍近い額になる。そこまで拡大する根拠が明らかでなく、これを容認すれば際限のない業務拡大を招いてインターネット業務が放送の補完にとどまらなくなる可能性が高い。さらに市場への影響が懸念される。従来のインターネット業務関係の支出の全体像を明らかにした上で、新たに実施する事業とその費用の概算を示し、民間事業者にも配慮した適切な上限を金額で示すべきだ。【新聞協会】</p>	
<p>投下される金額は「受信料収入の3%を超えない規模」とされていますが、今年度の予算から推定すると200億円に近く、すなわち1日5,000万円以上という予算が受信料を支払わない者へのサービスに費やされる可能性があることは、受信料を支払う者としては看過できません。私はこの1日5,000万円以上の予算は、更に良質の番組制作し、放送していただくために使っていただきたいと思います。【個人】</p>	<p>インターネットサービスは、受信料を支払っていない方へのサービスとして行うものではありません。放送を補完してその効果・効用を高めることなどを目的として、あくまでも受信料制度の趣旨を毀損しない範囲で実施するものです。</p>

【3 2号有料業務／6 共通事項 エ 区分経理、収支差が生じた場合の扱い等 について】

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>「区分経理」、「収支差が生じた場合の扱い」に関し、有料業務として受信料会計（一般勘定）と別会計になっているNHKオンデマンド（NOD）は、平成20年度の事業開始から平成24年度まで赤字が続き、平成25年度にようやく単年度黒字となりましたが、いまだ繰越欠損金の累積額が70億円超も残っており、受信料会計から多額の借金をしている状況です。このNODの例のように、有料業務に繰越欠損金が発生する場合には、解消までの返済計画が具体的に示される必要があると考えます。また、長期間にわたり繰越欠損金が消えない場合は、受信料財源を段損すると捉えるべきであり、区分経理の趣旨を踏まえ、当該業務からの撤退を含めて必要な措置を講じることが必要と考えます。【民放連】</p> <p>同旨：テレビ朝日</p>	<p>NODは、平成25年度に単年度黒字を達成しました。今後も黒字継続を目指し、できるだけ早期に繰越欠損金が解消されるよう努めてまいります。</p>
<p>有料業務として受信料会計とは別会計のNHKオンデマンドは、繰越欠損金が70億円超も残り受信料会計から多額の借金をしている。斯様な状況が続くことは、もっぱらインターネットを利用することなくテレビ視聴中心となる受信料負担者に不公平で過度な負担を強いている。精密な事業性の評価、事業計画の策定、果断な経営判断が取られるべきである。【毎日放送】</p>	
<p>各インターネット業務が、受信料を使って行う業務として適切な規模かどうかをみるため、個別業務ごとの収支計画と実績を開示するよう要望します。【フジテレビジョン】</p>	<p>実施基準案では、対象業務について、実施計画（収支計画を含む）および実施状況（収支実績を含む）を毎年度公表することとしています。（第6部の2および3）</p>
<p>すでにNHKオンデマンドなどを運営されていますが地上・BSなどを視聴して契約されている方への割引なども検討していただきたい。主要な新聞会社では新聞を取ってるユーザはネット上のコンテンツもわずかな金額で閲覧できたりしていますのでNHKもぜひこのような形をとっていただきたいです。【個人】</p>	<p>NHKオンデマンドは、受信料の収支から区分して経理することが放送法で規定されており、利用にあたっては、受信料とは別に料金を設定しています。</p> <p>いただいたご意見は、将来的なサービス・料金のありかたを検討するための参考とさせていただきます。</p>
<p>3ーウ 「一時的な無料、割引などの特例措置」の具体的な範囲の明示を要望します。【TBSテレビ】</p>	<p>実施基準案の第3部の3④・⑤に、料金の特例措置について決めました。これらは、NHKオンデマンドサービスの利用促進のための目的で実施するものであり、実施基準上、同種のサービスを提供する他の事業者による類似の措置に比して適切なものであること等を条件としています。</p>

【4 3号受信料業務 イ 業務の実施方法／5 3号有料業務 イ 業務の実施方法／子会社関係 について】

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>「イ 業務の実施方法 提供先事業者による使用が協会の性格・使命を損なう場合、提供先での広告が協会の行うものと誤認されるおそれがある場合等は提供しない」とされたことは、公共放送NHKの放送番組、ブランドの商業利用を防ぐものであり、適切であると考えます。</p> <p>前述のとおり、特に本項目は、NHKの子会社、関連会社などNHKグループが行うインターネットサービスに関しても適用されるべきと考えます。【民放連】</p> <p>同旨：日本テレビ、毎日放送</p>	<p>前段については、賛成のご意見として承ります。</p> <p>NHKの子会社・関連会社については、他人の広告や営利活動が禁じられているNHKと全く同じようにその活動が規制されることは適当ではなく、実施基準が子会社に直接適用されることはありません。</p> <p>ただし、NHKが子会社に対して行うコンテンツ提供が3号業務に該当する場合については、実施基準に則って提供することになります。</p>
<p>4-I及び5-I</p> <p>要綱に示されている文言では、協会のインターネット業務の表示画面に広告が表示される可能性を否定していません。この点については「広告放送の禁止」の趣旨を徹底し、画面表示のあり方も含めた内容への修正を希望します。【TBSテレビ】</p>	<p>実施基準案において、提供しない場合の条件として「利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や、広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき」と示しました。（第4部の3②(d)、第5部の3①(d)）</p> <p>なお、NHK自身が対象業務の実施にあたって他人の営業に関する広告を行わないことは、実施基準案の第6部の9に明記しました。</p>
<p>NHKおよび子会社等がインターネット活用業務において広告収入やそれに類した収入を得ることは、将来的にも絶対にあってはならず、NHKが実施基準にその旨を明記し、総務大臣の認可を得ることでしっかりと担保することを要望します。また、NHKの子会社、関連会社などNHKグループが行うインターネットサービスに関しても、子会社等を介した脱法的行為を防ぐため、NHK本体に準じて実施基準が適用されるべきと考えます。【民放連】</p> <p>同旨：日本テレビ</p>	<p>NHK自身が対象業務の実施にあたって、他人の営業に関する広告を行わないことは、実施基準案に明記しました。（第6部の9）</p> <p>NHKの子会社・関連会社については、他人の広告や営利活動が禁じられているNHKと全く同じようにその活動が規制されることは適当ではなく、実施基準が子会社に直接適用されることはありません。</p> <p>ただし、NHKが子会社に対して行うコンテンツ提供が3号業務に該当する場合については、実施基準に則って提供することになります。</p>
<p>4. 3号受信料業務／5. 3号有料業務</p> <p>「イ 業務の実施方法 提供先事業者による使用が協会の性格・使命を損なう場合、提供先での広告が協会の行うものと誤認されるおそれがある場合等は提供しない」としてはありますが、NHKとその子会社等がインターネット活用業務においても広告収入やそれに類した収入を得ることはあってはならないと考えます。</p> <p>NHKが実施基準にその旨を明記し、総務大臣の認可を得ることで、その点が担保されることはもちろん、NHKの子会社、関連会社などグループが行うインターネットサービスに関しても、子会社等を介した脱法的行</p>	

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>為を防ぐため、NHK本体に準じて実施基準が適用されるべきと考えます。【テレビ朝日】</p>	
<p>総務省ガイドライン案でも、「広告放送を禁止している趣旨を没却しないことが必要」と明記されたように、NHKと関連会社などがインターネット活用業務において広告収入や類似の収入を得ることはあってはならず、「放送の補完」が厳守されるべきである。【毎日放送】</p>	

【6 共通事項 オ 市場競争への影響に関する配慮／カ 外部からの意見・苦情等への対応 について】

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>総務省の審査ガイドライン案は、放政研の3基準を反映し「市場の競争を阻害しないこと」を審査項目として挙げている。しかし要綱では、共通事項として「市場競争への影響に関する配慮」を挙げているだけで、どのような手段を取るのか示されていない。市場への影響に配慮する具体策を示すべきだ。事前にどのような指標や基準に配慮するのかを示し、あらかじめ利害関係者から意見聴取する機会を設けるよう求める。事後的にも、意見・苦情を受け付けて改善策を講じることを明記すべきだ。【新聞協会】</p>	<p>実施基準案では、実施計画の策定にあたって市場競争への影響も考慮する旨記述しています（第6部の2）。また、実施状況の評価においても、市場への影響も勘案する要素のひとつとし、評価の結果として必要な場合は改善を図るための措置を講じる旨記述しました（第6部の4）。 競合事業者からの意見・苦情については、外部委員からなる審査委員会に検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講じることとしています（第6部の8）。</p>
<p>今回の要綱の公表によって協会のインターネット活用業務の拡大が明確となり、多額の費用がインターネット市場に流入することとなります。こうしたことが民間放送事業者をはじめとする競合事業者の事業や取引慣行に影響を与えないよう十分配慮すべきと考えます。【TBSテレビ】</p>	
<p>民間放送事業や民間放送事業者が行うインターネット事業への影響に十分に配慮すること、民間放送事業者からの意見・苦情を適正に受け付けることを要望します。【民放連】 同旨：日本テレビ、テレビ朝日、毎日放送</p>	
<p>「外部からの意見・苦情等への対応」に関し、外部委員による審査委員会を設けることは適切であると考えます。【民放連】 同旨：日本テレビ</p>	<p>賛成のご意見として承ります。</p>

【全体について】

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>NHKインターネット実施基準（以下、実施基準）は来年4月の施行が見込まれる改正放送法でNHKがインターネット活用業務で提供できるコンテンツが広がるため、NHK自らが同業務の具体的内容（サービス内容、実施方法、費用、提供条件など）を定め、総務大臣の認可を受けることで国民・視聴者に対する説明責任を果たそうとするものです。</p> <p>NHKがインターネット実施基準要綱（以下、本要綱）を公表して意見募集をおこなったことは評価しますが、本要綱ではNHKが実施を希望するサービスの具体的内容が不記載または不明確であり、適否を判断するのは困難です。</p> <p>今般の意見募集を踏まえて作成される実施基準では、サービス類型ごとに、想定するサービスの具体例、提供の態様（番組の本数、時間数など）、支出規模などを明示して、国民・視聴者に分かりやすい内容とすべきです。【民放連】</p> <p>同旨：日本テレビ</p>	<p>前段は賛成のご意見として承ります。</p> <p>要綱は、実施基準の作成に向けて、検討のベースとして、定めるべき基本的な内容や方向性をいったん取りまとめたもので、視聴者のみなさんのご意見も参考にしたいと考え、広く意見募集を行ったうえで、サービスの種類、内容、実施手段、費用等を示した実施基準案を取りまとめました。</p> <p>なお、実際に行う具体的サービスについては、毎年度の「実施計画」の中で決めていくこととなります。</p>
<p>改正放送法により、NHKのインターネット業務が従来より大きく拡大した。その業務をどのような原則に基づいて行うのかをNHKの実施基準で定めることになっている。ところが、今回公表された実施基準の要綱は、あらゆる可能性を担保しようという思惑が先行して業務範囲を大幅に拡大できる規定になっている。業務拡大を可能にするために、財政面でもこれまでのインターネット業務への支出額をはるかに超える上限額を設定している。</p> <p>このような無原則な内容ではとても基準の役割を果たしているとは言えない。総務省「放送政策に関する調査研究会」（放政研）が指摘した、「公共性が認められること、放送の補完の範囲にとどまるものであること、市場への影響（への配慮）の3原則を踏まえて、業務内容、実施方法、費用の各面で公共放送として節度ある方向性を打ち出すべきだ。特に、放送番組のインターネット同時再送信については「テレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く」と改正法20条2項2号で明記されており、その趣旨に沿って抑制的なものとなるよう実施範囲を示すべきだ。【新聞協会】</p>	<p>要綱は、実施基準の作成に向けて、検討のベースとして、定めるべき基本的な内容や方向性をいったん取りまとめたもので、視聴者のみなさんのご意見も参考にしたいと考え、広く意見募集を行ったうえで、サービスの種類、内容、実施手段、費用等を示した実施基準案を取りまとめました。</p>

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>インターネット活用業務の範囲や費用の上限を、現行の実施基準からむやみに拡大することは避けるべきです。本要綱で示された同業務の範囲や実施に要する費用について、近く認可申請が見込まれる実施基準では、サービスの具体的内容などを開示した上で、必要最小限の範囲や費用を示すことを強く要望します。必要が生じた場合には、毎年度の評価を経て、意見募集を実施したうえで実施基準を見直すことが適切であると考えます。【民放連】</p> <p>同旨：日本テレビ</p>	<p>NHKとしても、NHKが行うインターネット業務には一定の限度があり、適切な規模で実施することは当然と考えています。</p> <p>今回の放送法改正により、これまでNHKが改正前の第20条第2項第5号あるいは第8号で実施してきた業務についても、新たな第2号の業務と位置づけられることになりました。したがって、実施基準で上限を示すべきものとされた2号受信料財源業務の費用には、これらの現行業務の費用も合算したうえで、今後の費用見積りを検討しました。</p> <p>今後、必要が生じれば実施基準を見直すことがあり得ますが、その場合は、適切な手続きを経て行います。</p>
<p>意見募集の対象となっている「インターネット実施基準要綱」は、これまでの協会のインターネット活用業務の範囲を内容的にも金額的にも大きく上回る内容となっています。そもそもインターネット活用業務は任意業務であり「放送の補完」にとどまるべきものと考えます。協会の「放送の補完の範囲」に対する考えを明確に示した上で、全ての業務について配信する番組数、時間数を具体的に明示して国民・視聴者に分かりやすい内容にすべきと考えます。【TBSテレビ】</p>	<p>NHKとしても、NHKのインターネット業務には一定の限度があり、適切な規模で実施することは当然と考えており、その点も踏まえて、実施基準案を策定しました。</p> <p>なお、実際に行う具体的サービスについては、毎年度の「実施計画」の中で決めていくこととなります。</p>
<p>放送法ではNHKによる広告放送、営利目的の業務を禁止しており、これが公共放送であるNHKと民間放送の財源を明確に区分する立脚点となっています。NHKのインターネット業務実施においても、放送法の趣旨を遵守され、結果としてNHKと民間放送による多様なサービスが可能となるよう要望します。【フジテレビジョン】</p>	<p>インターネット活用業務の実施にあたっては、営利目的禁止規定を含め、放送法を遵守することは当然のことと考えています。</p> <p>対象業務を実施するにあたって他人の営業に関する広告を行わないことは、実施基準案の第6部の9に明記しました。</p>
<p>平成27年度からの3か年にわたるNHKの大方針を決める次期経営計画の具体案がまだ公表されず、NHKの任意業務の一部分に過ぎないインターネット活用業務の実施基準の「要綱」のみが限定的に意見募集されたことには、強い違和感を覚えます。NHKが具体的な次期経営計画案を作成した段階ですみやかに国民・視聴者に公表して意見募集を実施することが、手続きの公正性・透明性に資するものと考えます。【民放連】</p> <p>同旨：日本テレビ</p>	<p>次期経営計画の策定は、実施基準に向けた検討と直接つながるものではありませんが、次期経営計画には、今回検討した内容も反映していくこととなります。</p>

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>現状ではNHKのインターネット活用業務の位置づけや内容は明確に示されていない。</p> <p>先の総務省によるガイドライン案でも言及された「インターネットを通じた放送番組等の提供に対する国民・視聴者のニーズの急速な多様化・高度化」はひとりNHKだけでなく、民間放送事業者(以下、民放)についても言えることであり、受信料収入依拠の公共放送NHKと民放の並立体制の中でどのような方向性を示すかについて慎重な議論が必要である。NHKは、早期に次期経営計画案とインターネット活用業務の具体的な全体計画を示し議論に供すべきである。【毎日放送】</p>	<p>今般の放送法改正によって示されたNHKのインターネット活用業務の新たな仕組みに沿って、具体的な種類、内容、実施手段等を記載した実施基準案を策定しました。</p> <p>実際に行う具体的サービスについては、毎年度の「実施計画」の中で決めていくこととなります。</p>
<p>インターネットでの放送の拡大に賛成します。是非進めて欲しいと思います。何もTVだけが全てでは無いのは明らかです。海外の事例を見ても既にインターネットでの放送の拡大を図っている例が数多く見られます。NHKもBBCのような体制を将来的に取られる事を希望します。スポーツや災害、ニュースだけに限らずNHKスペシャルのような人類の知的財産と言えるものは youtube で公開する等、思い切った対応をされて良いと思います。Web でNHKの優良なコンテンツが増える事でどこか偏りがちなネット空間を変えるきっかけになるかもしれません。是非今後も改革を力強く進めて下さい。</p> <p>なお、実施基準要綱を一読しても具体例が少なく、現状からこう変えたい! というものがイメージしづらいのではないかと思いました。今後そういった点を改善して頂ければ幸いです。【個人】</p>	<p>実施基準案では、今般の放送法改正後の制度の下で、適切に業務を実施していくための基準をお示ししました。実際に行う具体的サービスについては、毎年度の「実施計画」の中で決めていくこととなります。</p> <p>ご意見は、将来的なサービスのありかたを検討するための参考とさせていただきます。</p>

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>受信料を払っているのに、これまで過去に局が放送してきた編集放送は市販ビデオソフトなどで購入するしか取得が不可能だった。時代は進み、現在インターネットを利用する人々の中には、既にビデオソフトとしては廃盤となってしまった作品を欲しがって探しているものも多いです。このことを局側も理解できているのか疑問に思っている。VHSからDVD、ブルーレイと再生記録媒体による制限を超越したものがインターネットによる映像配信の最大の魅力であろう。そんな中の放送通信要綱の改正に期待することは、いつ何時でもアクセスすれば過去の放送が誰でも容易に見られる環境づくりを放送局全体で作りあげることではなかろうか。作り手側の情熱を視聴率という数字で計りたくないことはネットユーザーなら皆承知済みです。高視聴率を記録したものが良い番組とはいえないのだから。幅広く良い番組を提供するにはネットなしには考えられない。もっと活用しないとテレビ局が時代遅れになってしまいます。【個人】</p>	<p>NHKが行うインターネット活用業務については、国民共有の財産である放送番組等を広く還元することを目的のひとつとしています。</p> <p>ご意見は、将来的なサービスのありかたを検討するための参考とさせていただきます。</p>

【受信料との整合性について】

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>改正放送法は、NHKのインターネット業務が受信料制度の趣旨に照らして不適切なものではないことを求めている。それに基づいて先般示された総務省の審査ガイドライン案は「受信料を支払わずに同等のサービスを視聴できてしまうことによって受信料の公平負担の確保が困難となる等」を不適切な事例としてあげている。ところが要綱は、インターネット業務の実施方法として「広く一般向けに提供し、合理的な理由なく対象を限定しないよう努める」としており、受信料を支払っていないユーザーもインターネットで視聴できるようになる。これでは法やガイドライン案の趣旨に反するばかりか、受信料負担の公平性を損なって受信料制度の根幹を揺るがしかねないのではないか。受信料制度とインターネット視聴との関係を整理し、受信料制度との整合性を示すよう求める。【新聞協会】</p>	<p>ご指摘の記述は、提供手段が特定の端末機器やソフトウェア向けのみに限らないようにする趣旨を定めようとしたもので、実施基準案において、その旨わかるように記述しました。</p> <p>いずれの対象業務も、受信料制度の趣旨を毀損することのないよう、適切に実施します。</p>
<p>NHKのインターネット業務と受信料制度との整合性が保たれる必要があると考えます。受信料を支払っていない利用者が、支払っている利用者と同様のサービスを受けていないか等に配慮しながら、インターネット業務を進めていただくよう要望します。【フジテレビジョン】</p>	<p>ご指摘の点は、放送法においてもその趣旨が十分配慮されているものと認識しており、NHKとしても、放送法に則り、受信料制度の趣旨を毀損することのないよう、適切に業務を実施します。</p>

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>何故インターネットに出てくるんですか？電波だけでやって下さい。インターネットから受信料を盗るための下準備しないで下さい。そもそも、有料で試験するのではなく、無料で始めるというのが悪意を感じる。とりあえず無料で始めて、あとから受信料契約の対象だと切り替えようとする魂胆がミエミエ。当初よりきちんと有料課金モデルでビジネスプランを立てて、勝手に商売して下さい。NHKの映らないテレビを誰も作ってくれないのは今更諦めますが、NHKの見れないインターネットがせっかく今あって、受信料払わなくて済んでいるのに、なんで勝手に見せに来て金取ろうとするんですか？止めて下さい。今現在無料だとか、今どんな法律作っても、後で改正すれば済む話なので、全く信用できません。金輪際インターネットに出てこないで下さい。電波に引きこもって下さい。</p> <p>【個人】</p>	<p>NHKのインターネット活用業務は、放送を補完してその効果・効用を高めることなどを目的として、あくまでも受信料制度の趣旨を毀損しない範囲で実施するものです。</p> <p>受信料を財源として実施する業務について、実施基準案では、現行の受信料制度を前提として実施するための基準をお示ししています。</p>
<p>無料のネット放送は全く必要ない。ネット利用者から、なんとか強制的に受信料を徴収しようとするのが見え見え。そちらの受信料を払うのがイヤなために、テレビもテレビ受信出来るパソコンも保有していない。もう、いい加減にして欲しい。送りつけ詐欺と何が違うのか。【個人】</p>	<p>受信料を財源として実施する業務について、実施基準案では、現行の受信料制度を前提として、受信料制度の趣旨を毀損しない範囲で実施するための基準をお示ししています。</p>
<p>ネット配信に関しては有料とし、明確に契約した人だけ視聴することができることとしてほしい。NHK受信料をネット配信に使ってほしくない。【個人】</p>	
<p>全面的に反対。受信料を支払っている者にのみ提供すべきサービスと考える。また、将来的にサービス拡大を理由に、インターネット接続者すべてから料金を徴収する意図が伺えるので反対する。【個人】</p>	
<p>難しいことはよくわかりませんが、ネットの書き込みとかをみると2号の無料がNHKのホームページ、有料がオンデマンドのようですね。もしそうならちょっと意見があります。すごくアバウトな印象なんですけど、無料の方がサービスがよさげですよ。ホームページなら極端な話、受信料も払わず全くタダで見られます。我が家は両方払っているのに納得がいきません。タダで何でもみられるなら受信料もオンデマンドもやめちゃおうかなんて話しています。半分冗談ですけど、おかしいなと思います。【個人】</p>	<p>受信料を財源として行うインターネット活用業務は、受信料制度の趣旨を毀損することのないよう、適切に実施していきます。</p>

日本放送協会放送受信規約によれば、「（放送受信契約の成立）第4条 放送受信契約は、受信機の設置の日に成立するものとする。」とあり、受信契約の精神は、受信機を設置した者がそこで提供されるサービスを受信するために受信料を支払う、つまり受益者負担が原則であると私は解釈しております。

こうした中、今回提案されているインターネットによる放送番組の配信が行われれば、受信機を保有せずインターネット接続環境をもつ者が無料で放送番組を視聴できることになり、受益者負担を前提とする現在の受信契約の精神が根底から覆ります。

提案の目的に「国民共有の財産である放送番組等を広く国民に還元する広く国民を対象にする」とありますが、貴協会がサービスを提供すべき対象は、放送受信機によって番組を視聴する契約者であって“広く国民”ではないはずです。

私は貴協会の活動原資である受信料収入の成り立ちがインターネット配信と相容れないことを主張しているのであって、放送番組をインターネットで配信することの是非について意見を申しているものではありません。ただ、この部分の議論なく拙速に新たな事業を開始されることは誠に遺憾です。【個人】

NHKは、放送法で、公共放送として、豊かで良い番組をあまねくお届けする目的が規定されており、そのために、財源として受信料制度が採用されています。

受信料を財源として行うインターネット活用業務については、放送法に則り、受信料制度の趣旨を毀損することのないよう、適切に実施していきます。

【その他】

提出されたご意見	ご意見に対するNHKの考え方
<p>NHKオンデマンドは以前から運営されているが、受信料とプロバイダ料金を払って、そのうえで、オンデマンド料金を払うのは、なんとなくおかしいように思う。【個人】</p>	<p>NHKオンデマンドについては、受信料とは会計を区分すべきことが放送法で規定されており、受信料とは別に料金を設定しています。</p>
<p>インターネットを使用する場合、プロバイダに料金を払って使用するわけだが、受信料とプロバイダ料金がかかることと、パソコン等を購入しなければならないことをどう考えますか。【個人】</p>	<p>NHKは、放送法で、公共放送として、豊かで良い番組をあまねくお届けする目的が規定されており、そのために、財源として受信料制度が採用されています。</p>
<p>また、インターネットはプロバイダに料金を払っているが、受信料とプロバイダ料金のふたつを払わなければならないことをどう考えますか。【個人】</p>	